



第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年十二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十年十二月二十八日から平成三十一年一月三十一日まで
- 三 縦覧場所 山梨市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十一年二月十五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十一年六月二十七日まで

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成三十年十二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社天川組
  - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山千野五百五十九番地
  - 3 代表者の氏名 天川貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二十九）第千三百七十一号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
  - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
  - 2 期間 平成三十年十二月二十八日から平成三十一年一月二十六日までの三十日間
  - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年十二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 処分をした年月日 平成三十年十二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社中村工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町藤袋八百八十番地一
  - 3 代表者の氏名 中村庄吾
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二十八）第二千八百七十五号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
  - 1 停止を命ずる営業の範囲 注文者から土木一式工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの
  - 2 期間 平成三十年十二月二十八日から平成三十一年一月二十六日までの三十日間
  - 五 処分の原因となった事実 被処分者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条の規定に違反し、公正取引委員会において排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、この命令が確定した。

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 北杜市高根町村山東割地内（国道百四十一号）
- 三 測量の期間 平成三十年十月一日から同年十二月四日まで

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十二月二十七日

- 山梨県知事 後 藤 齋
- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市松山字下水の入千七百四十六番の一部、千七百四十七番の一部、千七百六十二番の一部、千七百六十三番及び千七百六十四番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 富士吉田市上吉田九百九十九番地の一 株式会社吉村製作所 代表取締役 吉村孝博

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、包括外部監査人の監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成三十年十二月二十七日

山梨県監査委員	佐 藤 佳 臣
同	小 泉 久 司
同	山 田 一 功
同	杉 山 肇

- 1 監査対象事項  
県単独補助金に関する事務の執行について
- 2 監査の結果に関する報告の公表  
平成30年4月26日付け山梨県公報号外第20号
- 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容

指摘事項及び意見	講じた措置（又は今後の方針等）
1 国際シンポジウム開催事業費補助金補助事業に関する手続の確認について（指摘事項） 県職員が補助金の交付先であるシンポジウム実行委員会の事務局となっており、「県＝補助事業者」の体制で実績報告書の内容チェックを行うことは、行政機関における内部統制の欠陥であり、改善する必要がある。また、現体制の改善が困難なら、「直営」で実施することが必要である。	平成30年度から、県直営により国際シンポジウムを開催することとした。
2 私立学校外国語指導助手活用事業費補助金 交付要綱の作成遅延について（指摘事項） 交付要綱の作成が遅延していたが、交付要綱は補助事業を実施する前提になるものであり、交付要綱の制定は、補助事業着手後になることがないよう、適正な時期での制定を徹底する必要がある。	新たに交付要綱の制定を行う場合は、適正な時期に制定するよう徹底した。 なお、平成30年度新規事業に係る交付要綱については、平成29年度内に制定した。
3 私立学校運営費補助金 交付申請時の提出書類の追加について（意見） 進学校法人については、貸借対照表のような財産状況等の判断ができる資料が	平成30年度から進学校法人に対しては、補助金交付申請時に、山梨県私立学

<p>提出書類として不足しているため、補助金交付申請時に、学校法人会計基準に準じて作成した貸借対照表等の計算書類の提出を義務付けるよう改善することを望む。</p>	<p>校運営費補助金交付要綱第6条第4号の「知事が必要と認める書類」の規定を適用することにより、学校法人会計基準に準じて作成した貸借対照表等の計算書類の提出を義務付けることとした。</p>
<p>4 私立幼稚園等特別支援教育費補助金 (1) 提出書類への記載内容の改善について (意見) 既に提出され、保管されている計算書類等について、受給者の負担増を考慮して、補助交付申請等での添付を省略することは認められるが、添付書類への記載が「関係書類の抜粋」である旨の記載に留まっていると、補助金が法に定める一連の書類の提出を行った上で交付されているのかわかりにくいため、法令遵守をした上で補助金の交付を受け旨がわかる記載を望む。</p>	<p>平成30年度から関係書類の抜粋である証明文の記載に留まらず、法令遵守をした上で補助金の交付を受ける旨がわかる記載となるよう補助金交付申請及び実績報告の様式を改めることとした。</p>
<p>(2) 補助交付団体への指導等の強化について (意見) 予算と同じ数値の記載された実績報告が確認されたが、支出が予算とまったく同じということは通常考えられないため、疑義がある場合は、補助交付団体に適切に指導等を行うことにより県の補助事業に対するチェック機能を強化することを望む。</p>	<p>実績報告書等申請書類の記載について、改めて適切に記載するよう事業者に周知するとともに、記載内容に疑義がある場合、聞き取り等により確認を行い、必要に応じて指導を行うこととした。</p>
<p>5 私立教職員退職資金造成費補助金 補助金額の算定に対するチェック体制の見直しについて (指摘事項) 補助金の過払いが学校からの申し出により判明し、返還を受けているが、これは補助金額の算定を振興会に一任し、県</p>	<p>振興会への監査の際などに、退職金事業に関するチェック方法等の確認をした上で、効率的・効果的なチェックを行う</p>
<p>のチェック機能が働いていなかったためである。振興会でのチェック方法等の有効性を評価した上で、支給対象人数の確認を県が直接行う等、効率的・効果的なチェック手段を検討して正確に補助金額が算定される体制を確立する必要がある。</p>	<p>ため、誤りが生じにくい補助金の積算方法を検討することとした。</p>
<p>6 私立学校教職員共済業務補助金 交付要綱の修正について (意見) 「山梨県私立学校教職員共済業務補助金交付要綱」は、「通則」とすべき内容が「目的」として記載され、「補助対象及び交付額」の内容に目的が混在している。「補助金交付要綱作成の手引き」に沿って、現行の要綱の目的等について、よりわかりやすく修正することを望む。</p>	<p>現行の交付要綱を「補助金交付要綱作成の手引き」に沿ったわかりやすい記述に改正した。</p>
<p>7 私立教育振興会活動費補助金 長期間継続している定額補助の見直しについて (意見) 目的は運営費の補助にも関わらず、事務局長の人件費を根拠に長年定額の補助が継続している。定額補助は、当該補助事業に「費用対効果」を考える効果測定の視点がなくなり、県OB職員の人件費補助との誤解を招く原因にもなる。したがって、補助の必要性が認められるならば、事業を行うに必要な経費を精査して見積もり、合理的な基準等により補助金額を決定することを望む。</p>	<p>振興会の実施する貸付や退職資金造成、私立教職員研修といった事業は私立教育に欠かせないもので、団体の運営を助け、事業を継続して実施していきける補助を続ける必要がある。それら補助事業は、安定的・継続的に運営すべき事業であり、収益を目的としておらず、定額補助を続けても効率的な事業運営を妨げるものではない。 なお、今後も補助事業の実施状況を確認していく中で、必要に応じて算定方法の見直しを検討する。</p>
<p>8 専修学校各種学校協会活動費補助金 (1) 長期間継続している定額補助の見</p>	

直しについて（意見）  
当該補助事業は、明確な根拠がなく定額の補助が行われているため、補助金の必要性や事業内容に応じたより合理的な基準等により補助金額を決定する仕組みを検討することを望む。

平成30年度からこれまでの定額補助を見直し、山梨県専修学校各種学校協会が実施する専各学校教育の振興事業の実績に対して一定の補助率で補助する算定方法へと改めた。

（2）補助交付団体への指導等の強化について（意見）

当該補助事業の効果が「予定されている事業を実施すること」とされているにもかかわらず、長年未実施のまま理由等の確認を取っていない事業がある。計画された事業を実施していなかった場合や計画と異なる内容の実績報告があった場合には、詳細な理由等を把握し、必要に応じて指導・監督することを望む。

平成29年度は、計画されていたが実施していない事業は、山梨県専修学校各種学校協会に聞き取りを行い、問題ない旨を確認した。  
平成30年度以降においても、計画どおり事業が実施されていない場合は、聞き取り等により詳細な理由を把握し、必要に応じて指導・監督を行うこととした。

9 民生委員児童委員大会開催費補助金  
少額補助金の廃止の検討について（意見）

少額補助金は、指導監督事務にコストを要するため、費用対効果が低いと考えられる。また、当大会は団体内部の総会的なものであり、かつ、補助金がなくとも実施できる財政状況であることから、今後廃止することを検討することを目指す。

大会開催費への補助は廃止するが、県としては法に基づき指導訓練を行う必要があるため、要綱を改正し、指導訓練に対する補助を行っていく。

10 福祉サービス向上等支援事業費補助金

（1）目的の未達成について（指摘事項）  
第三者評価を受審する福祉サービス施設の増加という目的が達成できておらず、目的達成のための有効な補助金

受審率が低迷している現状の問題点を把握するため、平成30年度に事業所を対象としたアンケートを実施した。その

となっていない。アンケート等により現状の問題点を認識した上で、「評価受審率向上による福祉サービス施設の質の向上を図る。」という目的達成のため有効な補助制度に見直す必要がある。

結果を踏まえて、受審率の向上に有効な事業に対する助成へと見直ししていく。

（2）成果指標の未設定について（意見）  
客観的な数値で検証可能な成果指標（評価受審率）を設定し、実績を評価し、改善策の検討というマネジメント・サイクルを機能させ、目的達成のために有効な施策を検討することを望む。

受審率の向上に向けた効果的な事業内容の見直しに資する成果指標を設定することとした。

11 県社会福祉協議会運営費補助金

（1）補助金交付要綱の規定の削除について（指摘事項）  
補助金交付要綱に「派遣職員の給与を補助対象とする。」との規定があるが、外部団体に派遣された職員の給与を負担することは違法との判決が確定している以上、補助金交付要綱から違法な取扱いに関する規定を削除する必要がある。

補助金交付要綱を改正し、派遣職員の給与を補助対象とする規定を削除した。

（2）補助金の算定方法等の見直しについて（指摘事項）

県からの業務（委託・補助）に従事していることを名目に県社協職員（嘱託1名、プロパー10名）の personnel 費の全額を運営費補助金として交付しているが、実際には県からの業務に専ら従事しているとは認められない。実態に合わせて補助金の算定・交付方法を見直す必要がある。

県社協は、本県における福祉推進の中核となる組織であり、多くの県委託事業と補助事業を実施している。一方、限られた収益事業と会費では、会の運営を賄うことができないことから、安定した運営のために人員費を積算根拠として運営費を補助している。今後は、県社協の基礎的運営に必要な経費に応じた算定方法

<p>(3) 給与改定に伴う補助金増額改定について(指摘事項) 「県職員給与条例改正による(県社協の)人件費増」を理由に年度途中に補助金の増額改定を行っているが、県社協が独自の判断で行った給与改定に伴い県が補助金を増額することの是非について検討する必要がある。</p> <p>(4) 人件費補助のあり方について(意見) 再就職した県OB職員の人件費の全額を補助金という名目で交付しているが、「税金を使って県OB職員の定年後のポスト・給与を確保すること」と誤解を与えかねないので、そのあり方について検討する必要がある。</p> <p>(5) 補助金の算定方法の見直しについて(意見) 職員の従事状況を反映していない、赤字補填のような補助金の算定ではなく、各々の補助・委託事業において関与割合に基づき事業実施に必要な人件費を算定するよう、補助金の算定方法を見直すことを望む。</p> <p>(6) 収支差額を補助する方式への変更について(意見) 多くの地方公共団体で運営費補助金の縮減・廃止が進められている中、収</p>	<p>の見直しについても検討していく。</p> <p>検討の結果、当該補助金は人件費補助ではないため、年度途中に県社協独自の判断で行われた給与改定に伴う補助金の増額は行わないこととした。</p> <p>県OBの再就職については、県社協では民間を含めて広く人材を求めているが、適任者がいない状況で県OBが採用されている。 しかしながら、県社協に対して、県民に誤解を与えないよう、職員の採用に当たっては公正な募集・選考に留意するよう、いただいた意見を伝えることとする。</p> <p>県社協は限られた収入で会を運営している状況であることから、今後は、自主事業を増やし自主財源を確保できるように指導する中で、必要に応じて算定方法を見直ししていく。</p> <p>かつて収支差額方式で補助を行っていたが、平成9年度に、県社協の自立性を</p>
<p>支差額を補助する方式に変更すること を望む。</p> <p>12 民間社会福祉施設等整備資金利子補給金 (1) 債務負担行為について(指摘事項) 利子補給を承認した法人に対しては、その後借入の償還完了時まで利子補給を継続するという将来の財政負担を約束しているにもかかわらず、債務負担行為としての予算措置をしていない。将来の財政負担を伴う利子補給については、債務負担行為としての予算措置を行う必要がある。</p> <p>(2) 補助(施策)の見直しについて(意見) 具体的な成果指標を設定し、かつ、社会福祉の事業者等の意見を聴取し、施策がニーズに合っているかを常に検証し、目的達成のために有効な施策の見直しを行うことを望む。</p> <p>13 福祉施設経営指導事業費補助金 (1) 経費の全額補助の妥当性について(指摘事項) 経営指導相談事業は、県社協の本来業務であり、経費全額を県が補助することは妥当ではないことから、全額補助は見直す必要がある。</p> <p>(2) 組織風土及び意識改革について(意見)</p>	<p>高めるため、人件費を積算根拠とする運営費に補助する方式に変更したところである。より適切な算定方式を検討する際に参考とした。</p> <p>本事業は、平成26年度末をもって新規分を廃止としている。今後、同様の事業を実施する際には、債務負担行為の設定を行うこととする。</p> <p>今後、同様の事業を実施する際の参考としていく。</p> <p>県社協の本来業務に対する全額補助については見直しを進めており、事業内容もニーズ調査を踏まえたものに見直しを行うこととした。</p>

<p>相談件数及び要望が少ない状況が続いているにもかかわらず、過去の行政評価で指摘を受けるまで、費用削減のための改革を県社協に指導してこなかった。外部からの指摘を受ける前に、自主的に改革を行うという組織風土及び職員の意識の改革を行うことを望む。</p>	<p>平成30年度からは、補助事業の効果とともに、費用対効果の面からも事業の検証が行われ、その結果に基づき費用の削減や事業の見直しを行うよう、県社協を指導していくこととした。</p>
<p>14 地域福祉活動補助金 (1) 交付要綱等への準拠性について(指摘事項) 補助金が交付された3件については、交付要綱等の規定・要件に準拠していないと考えられるので、慎重に検討した上で決定する必要がある。</p>	<p>補助事業の審査に当たっては、助成調整委員会を開催し、補助金の使途について審査しているところであるが、平成30年度からはチェック表を作成し、交付要綱の規定や要件に準拠しているかどうか確認することにより、より慎重に交付決定することとした。</p>
<p>(2) 補助金の二重申請・交付について(指摘事項) 公益財団法人山梨県臓器移植推進財団の設立30周年記念大会開催経費については、医務課が執行した「臓器移植推進事業費補助金」と当該補助金で二重に補助金申請が行われているので、適切な処置を取る必要がある。</p>	<p>医務課執行の補助金について、記念大会を除いた事業内容の実績報告を受け、医務課において額の再確定を行った。</p>
<p>15 生活困窮者自立支援緊急対策事業費補助金 (1) 補助対象事業者の選定について(指摘事項) 予算の全額を1者に交付しているが、プロポーザル方式による選定の際に事業費だけでなく補助金必要額に</p>	<p>本事業は、平成28年度で終了しているため、今後、同様の事業を実施する際は、補助所要額についても審査項目に追</p>
<p>についても提案を受けることにしていれば、予算の範囲内で複数の事業実施が可能であった。補助事業の選定方法を見直す必要がある。</p>	<p>加することも検討しながら、補助事業者を選定していく。</p>
<p>(2) 補助対象経費の算定方法について(指摘事項) 補助対象経費の6割以上を占める人件費を事業費の割合で算定しているが、補助事業への従事割合に基づき人件費を算定する必要がある。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、補助事業への従事割合も考慮して、補助対象経費を算定していく。</p>
<p>(3) 補助金額の妥当性(指摘事項) 多額の現預金を保有している法人が従来から主たる事業として実施してきた事業経費を補助しており、かつ、補助対象経費の6割以上は本来法人の自己財源で賄うべき人件費であることを勘案すると、事業2年目である平成28年度の補助金は減額する必要がある。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際は、より効率的かつ効果的な補助事業とするため、助成団体が従来から実施している事業に対しては補助の必要性を慎重に検討した上で、補助対象経費を算定していく。</p>
<p>(4) 評価選定委員の構成(意見) プロポーザル方式の評価選定委員は、県、市の職員及び大学教授で構成されているが、補助対象事業者の選定に疑念を抱かせることのないよう、行政の外部の方をより多く委嘱することを望む。</p>	<p>今後、同様の事業を実施する際には、県や市町村などの行政職員以外の者を積極的に委嘱していく。</p>
<p>16 軽費老人ホーム事務費補助金 (1) 実績報告書の添付書類の確認について(意見) 実績報告書に添付される資金収支計算書の中には、補助金収入が適正に計</p>	<p>平成30年度から、県からの補助金収入が確認できない実績報告書が提出さ</p>

<p>上されているか確認できないものがあった。このような場合は、県は必要に応じ財務諸表の提出や説明を求め、積極的に確認することを望む。</p> <p>(2) 現地調査による確認等について(意見)</p> <p>補助金の審査方法は、実績報告書の書類審査に加えて、算定根拠の確認、補助金の有効性、必要性の担保や、「申請者を牽制する」という目的からも現地調査・指導の実施を含めて検討すべきである。なお、現地調査・指導は、全ての交付先を調査等しなくとも、必要に応じ行うことが前提とされていれば、牽制効果はあり、併せて検討を望む。</p>	<p>県の場合は、必要に応じ、財務諸表等県からの補助金収入が確認できる資料の提出を求めることとした。</p>
<p>17 老人福祉施設等施設整備費補助金</p> <p>(1) 補助金対象施設選定得点表の活用について(意見)</p> <p>補助金対象施設選定得点表は、補助希望の施設がいずれも予定数内であったために、これまで使用されていない。この表の作成によって、データが蓄積され、比較検討にも活用が可能となるため、予定内の補助希望数であっても得点表を作成し、活用することを望む。</p>	<p>県の補助金交付事務の手引きでも、検査は「報告書等及び必要に応じで行う現地調査によって確認することとなる」と判断される場合には現地で書類確認を行うこととした。</p> <p>平成30年度から、補助予定数内での事業者数であっても、得点表を作成することとした。</p>
<p>(2) 地域性を考慮した補助金基礎単価の設定について(意見)</p> <p>補助金基礎単価は県独自で行っていることであったが、厚労省旧地域介護福祉空間整備等交付金実施要項の金額と同額を設定している。厚労省旧実施要項の金額は全国一律のもでは</p>	<p>基礎単価については、国の交付金単価に基づき設定しており、交付金廃止後も、同額の単価としてきた。その後大きな社会情勢等の変化がないため、単価の見直しは行っていない。</p>
<p>18 介護サービス適正化支援事業費補助金</p> <p>補助金対象経費の内容による実績確認の充実について(意見)</p> <p>補助金の主な経費は苦情処理委員の報酬であるが、苦情処理の傾向等の内容及び処理件数については、実績報告書で報告されていないかった。このような内容等の報告は、補助金の目的となる対象経費の妥当性と成果の検証になるため、委員の資格・報酬の支払いを確認できる資料及び苦情処理の実績報告(件数等)を確認できる書類の添付を求め、確認することを望む。</p>	<p>今後、社会情勢等に大きな変化が生じた際には、単価の見直しを検討することとする。</p> <p>平成30年度から、交付申請書や実績報告書に委員の資格や報酬の支払いを確認できる書類及び苦情処理の実績を確認できる書類の添付を求め、確認を徹底することとした。</p>
<p>19 長寿やまなし振興事業費補助金</p> <p>(1) 補助金予算設定の適正化について(指摘事項)</p> <p>平成28年度の補助金の予算額と決算額に9,821,000円(予算の33%超)の差額がある。所要額内訳及び実績額内訳を詳細に分析検討し、知事が必要と認める額を決定するとともに、交付先に適正な見積もりをするよう指導する必要がある。</p>	<p>知事が必要と認める額の設定に当たり、交付先には適正な見積もり等の資料を提出するよう指導するとともに、過去の実績額内訳も分析検討し、平成30年度の必要額を算出して決定した。</p>
<p>(2) 補助金対象経費支払よりかなり早い時期の概算払について(指摘事項)</p> <p>年度初めに補助金の概算額の総額が交付されている。年度実績額の83.4%が9月、10月開催の健康づ</p>	<p>平成30年度については、年度初めに全額を概算払いするのはなく、交付先から精査した見積もりを提出させた上</p>

くり事業に使用されるのであり、年度初めに概算払いの総額を交付することは、当該補助金の交付趣旨に合致しない。県は、原則に基づいた精算払い、または、必要な時期に応じて概算払いをする必要がある。

(3) 交付要綱に定める補助金基準額の内容の明確化について(意見)  
平成28年度予算額と決算額との差額が9,821,000円となっており、基準額の正当性が疑われる。補助金交付要綱に記載がある基準額の「知事が必要と認める額」について明確な基準額を作成することを望む。

で、過去の実績も踏まえ交付決定額の90%を7月に概算払いした。

知事が必要と認める額とは補助金交付の限度額であり、この額は、予算論議を経て決定した予算額を基に設定しており、各年度の事業内容によりその必要額が変わってくるものであるため、要綱に詳細に記載することは難しい。  
平成30年度以降は、実績額との乖離が生じないようにより正確な積算に努めることとした。

20 認知症介護指導者養成研修事業費補助金  
(1) 交付要綱の規定等の変更について(指摘事項)

補助金対象事業が規定されている「山梨県認知症介護研修事業実施要綱」が平成18年に「山梨県認知症介護実践者等養成事業実施要綱」へと改正されたが、補助金交付要綱の規定は改正されておらず、整合性が図られていない。改正された実施要綱の内容の変更についても検討した上で、補助金交付要綱の規定を変更する必要がある。

平成29年度中に補助金交付要綱を一部改正し、改正後の実施要綱と整合を図った。

(2) 実績確認のための報告様式の改善について(指摘事項)

補助金交付要綱では、対象経費の実支出額と基準額(1日5,320円×雇上日数)を比較して少ない方の額を交付額とするとしているが、日数の確認を行っていない。県は、非常勤職員であるかどうか及び基本給相当分と雇上日数の確認ができるよう、補助金交付要綱の様式を改善する必要がある。

(3) 補助金の仕組みの改善について(意見)

交付先において、研修に行く職員の代替職員を非常勤職員として雇い入れることは、要件を勘案すると、現実的に雇い入れることができるか疑問のある状況である。よって、実態に合わせた補助金の仕組みに改善するなどの検討を行い、介護保険施設・事業者等において認知症介護指導者養成がより進展するよう改善を望む。

平成29年度に補助金交付要綱を一部改正し、補助金交付要綱の様式を計算根拠が確認できる様式に変更した。

平成29年度に補助金交付要綱を一部改正し、補助金交付要綱の様式における代替職員の雇用形態を限定しない内容とした。

21 山梨県遺族会事業費補助金  
(1) 実績報告書の提出遅れについて(指摘事項)

海外慰霊巡拝等遺族助成事業の事業完了の日を、参加者の感想文の提出日とせず、慰霊巡拝から参加者が帰国した日ととらえ、補助金の成果の確認が遅れることなく、適時に行う重要性を認識し、運用する必要がある。

(2) 人件費の実績把握方法の改善について(意見)

現状は、年間給与が確定してから補助対象経費の人件費を計算しているため、実績報告書の提出が4月以降とな

平成30年度からは、事業完了の日は、最後に参加した慰霊巡拝から参加者が帰国した日、又は、年度内最後の慰霊巡拝に参加しないことが確定した日の、いずれか遅い日とすることとした。

より適正な実績把握と適時な実績報告が行えるよう、平成30年度からは、業務日誌の運用により把握した事務量等か

<p>22 やまなし子育て応援事業補助金 具体的な成果指標の設定等について (意見) 漫然と補助事業を継続することがないよう、具体的な成果指標を設定するとともに、今後も継続的なアンケート調査や第2子以降の出生数調査等により補助の必要性を見極めるよう努めることを望む。</p>	<p>平成28年度からアンケート調査を実施し保護者の声を聞いてきたが、今後も継続的なアンケート調査や第2子以降の出生数調査等により事業の必要性を検討していきたい。</p>
<p>23 在宅重度心身障害者居室整備費補助金 (1) 財産の処分の制限期間について(指 摘事項) 財産の処分の制限期間について、交付要綱で別に定める期間と規定しているが、定められていないため、定める必要がある。</p>	<p>補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令を勘案して、財産処分制限期間を運用通知で定めることとする。</p>
<p>(2) 書類の保存期間の整備等について (指摘事項) 交付要綱には書類の整備等の定めがなく、他の補助金の書類保存期間と同様に5年保存としてきているが、補助対象事業の経済的価値が5年を超えることが考えられる。このため、交付要綱に書類の保存期間を定める必要があり、別に定める処分制限期間と整合する書類保存期間とするなど検討する必要がある。</p>	<p>書類の保存期間は文書管理規程で定められていますが、一律に適用するのではなく、財産処分の制限期間等を勘案した適</p>
<p>(3) 書類の保存期間の規定整備について(指摘事項) 交付要綱に定められている書類の保存期間を、他の補助金の書類保存期間と同様に一律5年保存と定めている。</p>	<p>書類の保存期間は文書管理規程で定められていますが、一律に適用するのではなく、財産処分の制限期間等を勘案した適</p>
<p>24 福祉タクシーシステム事業費補助金 (1) 研修事業の見直しについて(指 摘事項) 研修事業は、平成21年度から8年間事業が実施されていない。8年間も実施されていない事業は、補助目的を達成できず、補助する公益性を検証できないことから、事業のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>乗降介助の方法などを研修する事業だが、事業の周知不足もあり近年は要望がなかった。しかし、福祉車両のニーズはあることから、改めてタクシー協会と連携し、研修を行うよう周知していくこととした。</p>
<p>(2) 財産処分の制限期間の設定について(指摘事項) リフト付き等車両等への補助事業については、補助金の経済的効果は長期間となり、特に車両は譲渡等も可能である。交付要綱に財産処分制限期間を定める必要がある。</p>	<p>平成30年度中に交付要綱を改正して財産処分の制限期間に関する規定を追加し、補助先にも周知していくこととした。</p>
<p>(3) 財産の処分に関する確認について(意見) 補助金対象資産の有無について確認が行われていないため、期間経過前に無断で処分等が行われていないか確認する必要がある。このため、一定程度の事例について補助金対象財産に補助金の経済的価値が残存する期間において、補助金対象財産の有無について確認することを望む。</p>	<p>本事業は個人宅の整備への補助であるため、申請等の際に丁寧に財産処分の制限について説明するとともに、交付決定通知においても教示することで対応する。</p>

交付要綱に定めた「財産処分制限期間」に合わせた「文書保存期間」を定める必要がある。

正な保存期間を設定するよう改める。

(4) 交付要綱への暴力団排除規定の追加について(指摘事項)

個別の交付要綱に暴力団排除規定の定めがない場合であっても、基本となる山梨県補助金等の交付規則に定められている暴力団排除規定について、確認する必要がある。

平成30年度から、市町村に対して、申請者が暴力団排除規定に該当しない旨を確認するとともに、添付書類に暴力団排除に関する書類を加えるよう指導した。

交付先である市町村に対して、申請者が暴力団排除規定に該当しない旨を確認するよう指導するとともに、申請書の添付書類に暴力団排除に関する書類を加える必要がある。

(5) 補助事業の見直しについて(意見)

リフト付き等兼用車両設置補助事業は、平成21年度から8年間実施されている。8年間も実施されていない事業は、廃止も含め補助目的などを見直すことを望む。

平成29年度に1件実施しており、今後も2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、リフト付き等兼用車両の需要が見込まれることから事業を継続することとした。  
なお、東京オリンピック・パラリンピック終了後には、改めて事業の目的・必要性について検証を行う。

25 介助自動車購入等助成事業補助金

(1) 実績報告書への領収書の添付について(指摘事項)

実績報告書に添付すべき領収書の写しが添付されていないものがあつた。実績報告書に添付すべき領収書の写しは、領収書の宛名が契約者と同じであるか、支払いが済んでいるか、契約書と金額に相違ないか、を確認する重要

領収書がない市町村には領収書等を添付するよう指導し、平成29年度分は適正に行なわれた。

な書類であり、領収書がない場合には、県は交付市町村に領収書等を添付するよう指導する必要がある。

(2) 書類の保存期間の規定整備について(指摘事項)

交付要綱に定められている書類の保存期間が一律5年保存と定めている。補助金対象資産について処分制限期間が定められていることから、他の補助金の書類保存期間と同様に一律5年保存とすることなく、本補助金交付要綱に定められている処分制限期間と整合する書類の保存期間を定める必要がある。

書類の保存期間は行政文書管理規程で定められているが、一律に適用するのではなく、財産処分の制限期間等を勘案した適正な保存期間を設定するよう改める。

(3) 交付要綱への暴力団排除規定の追加について(指摘事項)

個別の交付要綱に暴力団排除規定の定めがない場合であっても、基本となる山梨県補助金等の交付規則に定められている暴力団排除規定について、確認する必要がある。

平成30年度から、市町村に対して、申請者が暴力団排除規定に該当しない旨を確認するとともに、添付書類に暴力団排除に関する書類を加えるよう指導した。

交付先である市町村に対して、申請者が暴力団排除規定に該当しない旨を確認するよう指導するとともに、申請書の添付書類に暴力団排除に関する書類を加える必要がある。

(4) 財産処分の制限の確認について(意見)

交付要綱上は、処分制限期間経過後に処分の確認の有無などは求められていないが、一定程度の事例について処分制限期間経過後に補助金対象財産の有無について確認することを望む。

平成30年度から、交付市町村と連携して、助成を受けた者に対し、処分制限期間経過後に車検証の写しの提出などを求めることで、補助金対象財産の有無を確認していくこととした。

<p>26 市町村地域生活支援事業費補助金 必須事業の実施率の向上について（意見）</p> <p>県内市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業の実施率に大きな差がある。特に実施率が低い市町村に対して必須事業の実施率を高めるよう指導することを望む。</p> <p>27 心身障害児ホームサーバー派遣等事業費補助金 チェックス機能向上のための仕組みづくりについて（意見）</p> <p>補助金交付先の山梨県肢体不自由児協会の事務局が交付元の担当課内にあり、協会の事務局員と補助金の事務担当者が隣席する配置であるため、課内でのチェックス機能が十分に働いていないと思われる。チェックス機能を向上させるための仕組みづくりを望む。</p> <p>28 心身障害児（者）野外療育訓練等事業 より有効な事業に向けた指導について（意見）</p> <p>平成28年度は10地区のうち、3地区で事業が行われていない。また、2地区では4年間事業が行われていない。事業が行われていない地区について、その理由を確認し、他地区との連携等も含め、できるだけ有効に事業が行われるよう指導することを望む。</p> <p>29 精神障害者措置医療対策費補助金</p>	<p>実施率の低い市町村に対し、市町村への説明会の場で事業の必要性を説明し、実施率を高めるよう指導を行うこととした。</p> <p>事務局の移管先を探しているが、移管先が見つかるとまでの対応として、平成30年度は協会事務局員と県担当者の席の配置換えを行うとともに、複数名でのチェックスを引き続き確実に実施していく。</p> <p>事業を行っていない地区に理由を確認したところ、参加人数不足のため開催しなかったことから、他地区と連携しての共同開催等により事業を行うよう指導した。</p>
<p>30 民間病院協会学術研究等事業費補助金 （1）交付申請と交付決定の同一日付について（意見）</p> <p>交付申請と交付決定の日付が4月1日と同日付けであるのは県による十分な審査をするのに望ましくなく実効性のある日程ではない。書類に記載される日付は、実際の日付とすることを望む。</p> <p>（2）補助金対象事業の見直しについて（意見）</p> <p>研究論文集等の発行は、現状その内容を勘案すると公益上の必要性は乏しい。したがって、研究論文集等の発行を補助金対象事業としないことを望む。</p> <p>31 救急医療損失医療費補てん補助金 審査表様式の見直しについて（意見）</p>	<p>申請内容と実績報告内容との相違確認と指導について（指摘事項）</p> <p>申請書経費内訳書と、実績報告書経費内訳書を確認したところ、需用費の内訳に相違があり、再提出された実績報告書では、前述の相違に加え、金額の変更も行われている。申請書と報告書に相違があった場合には、県は交付先にその内容を確認する必要がある。</p> <p>また、報告書の訂正があった場合は、再度提出するよう指導する必要がある。</p> <p>平成29年度も備考欄の内容及び金額について確認したところ誤りがあったため、実績報告書の訂正を求めた。例年、誤りが見つかると、正確な実績報告書が作成できるよう対策を講じることを、平成30年度の実績報告書の提出に当たり指導することとする。</p> <p>平成30年度以降も、申請書との突合などにより実績報告書の検査を入念に行い、申請時と実績報告で相違があった場合には、必要に応じて交付先に内容を確認することとする。</p> <p>平成30年度から、交付決定日は実際の日付としている。</p> <p>平成30年度から、現状と同様の内容の論文集等は補助対象から除外することとした。ただし、公益性が認められる内容の論文集等であれば、引き続き補助の対象とする。</p>

当該補助金は、救急患者の搬入を受けた医療機関の損失医療費について、補助金を交付するものであり、交付には、医療機関の申請に対し、知事が設置する審査会の査定を受ける必要がある。審査は持ち回りで、審査表への審査結果の記入と署名捺印が行われるが、審査表に審査日の記入欄がない。審査表は審査が行われたことの唯一の証拠書類であるため、審査日を必ず委員が記入するよう様式を見直すことを望む。

様式を修正し、平成30年度の審査表様式には審査日の記入欄を追加した。

32 甲府市医師会救急医療センター運営費補助金

状況の変化による交付先への改善等の指導について（意見）

当該補助金は、救急医療センター開設者（医師会）が行う夜間急患センター運営事業に対して市町村が補助する事業を交付対象としているが、当番医師が不足となり、平成28年度より深夜帯を県内6病院へ委託している。救急医療センターによる夜間救急医療体制を整備するための補助金であるにも関わらず、当センターを経由して県内6病院に委託することは、趣旨に合わない。交付先である甲府市に対し夜間の急患受入体制整備について改善や見直しを行うよう、指導監督をすることを望む。

県内6病院への委託は、当番医師が確保できないことによる市としてもやむを得ない措置とのことである。しかしながら、救急医療センターで当番医師を確保できる方が望ましいため、地域医師会や病院等医師の協力を得ながら、市の体制確保における対策を確認した上で、必要に応じて対策の見直しを求めていくこととする。

33 トンナーヘリ運用事業費補助金

交付実績のない補助金について（意見）  
現在補助金対象とされているトンナーヘリの3県広域連携に係る連絡調整会議への出席旅費については、予算計上されているもの、交付実績がない。この現状を勘案し、補助金交付する意義につい

補助対象としてしている会議が他の会議とあわせて開催されていることから、予算計上する必要性が乏しいため、平成31年度から廃止する方向で見直しを行う。

て検討するとともに、金銭的にも少額であることから事務利率のことも考え、廃止も含め当該補助金の見直しを行うことを望む。

34 臓器移植推進事業費補助金

(1) 変更申請手続要件の順守と実態を踏まえた見直しについて（指摘事項）  
「各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費配分の変更で補助金額に影響を与えない場合」には変更申請が必要ないと交付要綱第5条に規定されているが、実際には「当初予算額と実績見込額とを比較して20%以内の変更」は申請不要として運用されており、交付要綱と運用に乖離が生じないよう見直すことが必要である。

補助金交付要綱等に費目の基準について記載がなかったため、平成30年3月に交付要綱を改正し、報償費、旅費、需要費等の補助対象経費となる費目を明記することで、交付要綱第5条に規定する費目相互間の経費配分の変更が各費目の何%の変更となるか算出できるようにし、要綱どおりの運用ができるようになった。

(2) 二重申請と交付要綱等の改善について（指摘事項）

別の補助金の交付決定が行われている経費に対して、当該補助金の変更申請において補助申請が行われ、結果として同一経費に対して二重の補助申請がされた。交付要綱に、他の補助を受ける事業を対象外とする規定がないため、交付要綱等の改善を図るとともに同一経費に対して二重の補助金が申請されないような手続きの改善が必要である。

交付要綱を改正し、同一経費に対して二重に補助金交付がされることがないように、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した差引額、対象経費の実支出額、並びに基準額を比較して最も少ない額を選定額とする規定を設け、併せて交付申請書に、総事業費、収入額、支出額を明らかにする様式を追加することとした。

35 看護學術研究事業費等補助金

(1) 補助金の利用促進の指導について（意見）  
直近の交付額が予算額の5割にも届

県看護協会には、既に事業の周知や施

<p>いていない状況にある。認定看護師の養成を進めていくならば、補助金の利用がより一層促進されるよう、県は補助金の普及が進まない原因などの課題を整理し、交付先である山梨県看護協会に指導することを望む。</p> <p>(2) 廃止を含めた補助金の見直しについて (意見)</p> <p>実績報告書を見ると学術研究事業における経費は参加者負担金で賄える部分が大きく、山梨県看護協会が責任をもって開催できることから、今後、金銭的な援助については廃止を含めて見直しを行うことを望む。</p>	<p>設の看護管理者への助言等、助成対象者の掘り起こしに努めてもらっているが、これらの働きかけの頻度を上げて対応するよう指導した。</p> <p>看護職員の確保を図ることは、地方公共団体の責務とされており、本県も看護職員の資質向上に取り組み、質の高い看護が実践されることにより、魅力ある職場環境を整え、看護職員の確保を図っている。学会参加者の負担金は、そのほとんどが参加者に配布される学会誌の作成に費やされ、負担金のみでは最新の知見や動向に関する情報等、看護の研究材料や医療現場において有用な情報を得るために行う特別講演に係る経費に不足が生じることから、当該事業により、引き続き助成を行う。</p> <p>平成29年度に、当該補助金及び共立高等看護学院運営費補助金の交付要綱の様式を改正し、補助金算定基礎を明確にするため、基礎額算定のための様式注意書きに旧国庫補助金と同様の取扱(「学校設置法人からの繰入金について」は、収入に計上しない)とする旨の文言を追加。平成29年度末に補助先あて要綱改正の通知を発出した。</p>
<p>37 富士吉田市立看護専門学校運営費補助金</p> <p>成果指標の設定について (意見)</p> <p>平成8年に開校した富士吉田市立看護専門学校は定員割れの状況が続く中、富士東部地域は人口10万人当たりで比較した看護師数が県内で一番少ない地域である。同学校の卒業生が富士北麓地域の看護師の需給にどの程度の効果をあげているか、入学者確保のための対策の状況などを成果指標として設定することにより、看護師の需給計画を達成できるように望む。</p>	<p>本県全体の看護職員の必要数を見込むための看護職員需給計画の新たな計画策定後、当該学校の養成状況等について評価するための成果指標として設定する項目等について検討し、富士吉田看護専門学校と協議した上で設定する。</p>
<p>38 管理補獲従事者保険料補助金</p> <p>補助金対象者であることの確認について (指摘事項)</p> <p>補助金交付要綱では、補助対象者を従事者としているが、補助事業者から提出される実績報告書では従事者であるかの確認ができない。従事者であること及びその活動状況を把握できる書類を徴収する必要がある。</p>	<p>管理補獲従事者証の写し及び出勤カレンダーの写し等の活動状況が把握できる書類を徴収することとした。</p>
<p>39 管理補獲従事者射撃訓練費補助金</p> <p>(1) 補助金対象者であること等の確認について (指摘事項)</p> <p>補助金の交付申請書(第1号様式)では、管理補獲従事者予定者名簿を提出する必要があるが提出されていない。また、補助対象者は従事者である必要があるが、補助事業者から提出される実績報告書では従事者であるか確認できない。従事者であること及びその活動状況を把握できる書類を徴収し、確認する必要がある。</p>	<p>管理補獲従事者証の写し及び出勤カレンダーの写し等の活動状況が把握できる書類を徴収することとした。</p>
<p>36 帝京山梨看護専門学校運営費補助金繰入金に係る取扱いの明確化について (意見)</p> <p>補助金交付要綱では、「支出から全ての収入を控除した額」が補助金算定の基礎になるとされているが、赤字補填のため繰入金が行われる。共立高等看護学院運営費補助金も含めて、設置事業者からの繰入金の取扱いを交付要綱に明確に規定することを望む。</p>	<p>平成29年度に、当該補助金及び共立高等看護学院運営費補助金の交付要綱の様式を改正し、補助金算定基礎を明確にするため、基礎額算定のための様式注意書きに旧国庫補助金と同様の取扱(「学校設置法人からの繰入金について」は、収入に計上しない)とする旨の文言を追加。平成29年度末に補助先あて要綱改正の通知を発出した。</p>

<p>40 ツキノワグン放散事業費補助金 実績報告書の提出期限を判断する事業完了日について（意見） 補助事業の目的である、錯誤補償等したツキノワグンを放散した日を事業完了日とし、県は適時に事業報告を求め確認を行うべきである。補助事業者に対し、事業完了の考え方を周知することを望む。</p>	<p>（２）補助対象要件の確認について（指摘事項） 補助金の交付の対象となる者は、自家用車を使用した者として、補助事業者から提出される実績報告書では自家用車の使用が確認できない。自家用車使用を確認できる書類を徴収し、確認する必要がある。</p> <p>交付対象者が提出する実施明細書（実績報告書の添付資料）で、自家用車使用の有無を確認することとした。</p>
<p>41 運輸振興事業費補助金 近代化基金の取扱いの検討について（意見） 補助事業者は、補助金で基金を造成し、その運用益で利子補給事業を行っているが、低金利が進んでおり、基金運用益で利子補給事業を継続することは困難である。また、基金造成事業以外の事業が不活発な際は、その余剰分が計画変更により基金造成事業に充当されている。近代化基金の造成事業以外の事業の活発化の観点から、近代化基金の取扱いについて検討を望む。</p>	<p>近代化基金の造成事業以外の補助事業については、十分な活用が図られるよう概算払いの際に指導を徹底した。 また、近代化基金については、国や他県の動向を把握しながら、利子補給事業の縮小など運用益の減少を踏まえた対応について補助事業者に検討を指示した。</p>
<p>42 信用保証協会運営費補助金 収支状況に応じた補助金の見直しの検討について（意見）</p>	<p>協会（意見） 協会の財務状況は7期連続で黒字を達成している状況にあるため、今後の収支状況によっては、補助金の見直しを検討することを望む。</p>
<p>43 産業振興事業費補助金 より活発な申請の促進等について（意見） 当該補助金に対して平成28年度の交付申請及び交付決定件数が少ない状況にあるため、企業にとってメリットの大きい補助金であることを一層周知するとともに、申請手続の簡易化、対象成長分野・補助率の再検討や複数年度事業への拡大を含む、より活発な申請を促す施策を行うことを望む。</p>	<p>今後、保証協会の収支状況は、保証料収入の減少や代位弁済の増加により赤字に転じる可能性が高いが、将来にわたり安定した黒字が見込まれるような状況になった際は、見直しを検討することとする。</p> <p>平成30年度が当該事業の終期であるため、新たな補助制度を創設する際には、意見を踏まえた検討を行うこととする。 また、平成30年度の補助事業の募集では、広報内容について検討することとした。</p>
<p>44 海外展示会出展支援事業費補助金 間接補助の指導監督について（意見） 公益財団法人やまなし産業支援機構は、県から交付された補助金を事業主体（展示会への出展企業）に対して間接補助しているが、県は交付対象企業の選定に関与せず、機構内部の審査基準の提出も受けていないため、機構の審査基準を正確に把握し、助成金交付過程で機構に対する指導監督を行うという仕組みを整備することを望む。</p>	<p>平成29年度に県の補助金交付要綱に規定する審査基準を具体的な基準へと見直し、機構ではその審査基準に則り交付対象企業を選定することとし、申請のあった案件の妥当性については、機構から適宜相談を受けることとし、選定過程で指導監督を行っている。</p>
<p>45 山梨県・タイ国経済連携推進事業費補助金 （１）具体的な詳細な実績報告書の記載の指導について（意見）</p>	

<p>当該事業の実績報告書は事業ごとに分けて記載されているが、事業の内訳は科目分類ごとの総額のみであるため、補助対象経費に該当するか検証できる具体的かつ詳細な実績報告書となるよう記載内容について県が指導することを望む。</p>	<p>平成29年度の事業実績報告書提出に当たり、申請書の経費内訳などと合致したより具体的な内容となるよう実績報告書の記述について指導するとともに、従来どおり綿密な聴き取りなどを実施し、適正な内容であることを確認した。</p>
<p>(2) 不要な概算払の規定の削除について(意見) 要綱に概算払いをできるとの規定があるが、概算払いを認めるべき積極的な事情が確認できない当該補助金においては、不要な規定であって削除することを望む。</p>	<p>当該補助事業が平成29年度で終了したため、要綱は廃止した。</p>
<p>46 やまなし観光推進機構事業費補助金(1) 補助金交付要綱における報酬の規定の改善について(意見) やまなし観光推進機構事業費補助金交付要綱別表で人件費の補助対象経費を「機構の職員のうち、知事の定める者に係る報酬、給料、職員手当等、共済費及び賃金」と定めているが、通常「報酬」には役員報酬が含まれ、「機構の職員のうち」と限定すると役員報酬は含まれないことになる。人件費の補助対象経費の定めには問題があることから、補助金交付要綱の別表を改善することを望む。</p>	<p>平成30年3月27日付けで補助金交付要綱を一部改正し、人件費の補助対象経費について、「機構の役員のうち、知事の定める者に係る報酬、役員賞与、通勤手当等及び共済費 機構の職員のうち、知事の定める者に係る給料、職員手当等、共済費及び賃金」とすることで明確にした。</p>
<p>(2) 報酬と給与の区分と報酬規程との整理等について(意見) 役員人件費のうち専務理事への支払分については、報酬と職員給与に区分して支給しているが、その支給総額が</p>	<p>(公社) やまなし観光推進機構へ「機構報酬規程」の改定を提案し、機構では平成30年3月27日に規定の一部改</p>
<p>「公益社団法人やまなし観光推進機構報酬規程」に定める報酬等の上限額を超えている。専務理事の人件費を役員報酬と職員給与に区分することは、あくまでも公益法人の会計区分上の取扱いであり、職員給与に区分された分も含めた役員人件費の総額が「機構報酬規程」の規定範囲内になっている必要があるため、支給金額の見直し又は「機構報酬規程」の改定について提案し、改善していくことを望む。</p>	<p>正を行い、役員報酬の総額が「機構報酬規程」の範囲内となるようにした。 また、報酬と給与について内容が混在している「給与規程」を職員給与のみの規定とするよう、併せて一部改正した。</p>
<p>47 四川省友好促進事業費補助金補助金交付要綱の趣旨にそぐわない事業の見直しについて(指摘事項) 補助金の交付対象は山梨県四川省友好県民会議だが、山梨県四川省友好県民会議が実施する事業ではなく、県民会議が助成する事業に対して補助していることは、交付要綱の趣旨にそぐわないため、事業の廃止を含めた見直しを行う必要がある。</p>	<p>山梨県四川省友好促進事業として、交流活動事業と中国語講座開催事業の2事業が行われていたが、日中関係の緊張の高まりにより、平成24年度以降、交流活動事業は実施が困難となり、中国語講座開催への助成のみとなった。 こうした背景から、本事業は一定の役割を終えたものと判断し、平成29年度をもって廃止した。</p>
<p>48 職員相互派遣事業補助金(1) 現金概算払い時の受領書類の徴取について(指摘事項) 県職員が代理受領をし、派遣職員に概算払いを行う場合に、派遣職員から受領書をもらっていないため、受領した事実を証する書類を残す必要がある。</p>	<p>平成29年度から、県職員が代理受領し、派遣職員に交付した補助金については、受領した事実を証する書類を残すこととした。</p>
<p>(2) 交付要綱と事業実施要綱との整合について(意見)</p>	

交付要綱には「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の要件があるが実施要綱にはその要件はない。また、交付要綱では「8月以内」となっているが、実施要綱では「1年以内」となっているため、補助金交付要綱と補助金実施要綱の整合性を取り、実施に即した補助金交付要綱及び補助金実施要綱の整備を行うことを望む。

交付要綱では海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱を準用(外国人留学生：修学、海外技術研修員・派遣職員：研修のため)し、事業実施要綱では相互派遣職員と外国人留学生を併せて要綱に定めていたため、職員の資格や研修期間などの要件について齟齬が生じていた。そのため、「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」など齟齬が生じている要件に係る文言を削除し、研修期間を「1年以内」に統一するなどして内容の整合性を図るとともに、平成30年3月30日に交付要綱の新規策定及び事業実施要綱の改正を行った。

49 海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱と事業実施要綱の整合と規定の明確化について(意見)  
 研修員の資格について、補助金交付要綱には「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の要件があるが、実施要綱にはその要件はない。そのため、交付要綱と実施要綱の整合を図るとともに、交付要綱における「これに準ずる者」が明確に規定されることを望む。

研修員の資格要件について、交付要綱に記載されていた「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」を削除するなど、事業実施要綱との整合性を図り、平成30年3月30日に交付要綱及び事業実施要綱の改正を行った。

50 自治体職員協力交流研修員受入事業費補助金  
 (1) 実施に即した交付要綱及び実施要綱の整備について(指摘事項)

要綱の規定上、補助対象者である協力交流研修員が海外技術研修員受入事業費補助金の受給要件を一部満たしていないといえる。そのため、実施に即した交付要綱及び実施要綱の整備を行う必要がある。

自治体職員協力交流事業は、総務省及び(一財)自治体国際化協会が定めた「自治体職員協力交流事業実施要綱」及び県の「山梨県海外技術研修員受入事業費補助金交付要綱」を根拠として実施してきた。しかし、交付要綱は、研修員の受給要件について、実施要綱との齟齬が生じていたことから、新たに「山梨県自治体職員協力交流事業費補助金交付要綱」を定め、平成30年4月1日から施行した。

(2) 補助金交付要綱と実施要綱の整合について(意見)  
 交付要綱には「山梨県出身者の子弟又はこれに準ずる者」の要件があるが、実施要綱にはその要件はない。また、交付要綱では「8月以内」となっているが、実施要綱では「8か月」となっている。そのため、交付要綱と実施要綱の整合を図るとともに、実施に即した交付要綱及び実施要綱の整備を行うことを望む。

交付要綱と実施要綱の内容に齟齬が生じていたことから、新たに「山梨県自治体職員協力交流事業費補助金交付要綱」を定め、平成30年4月1日から施行した。

51 甲州牛担い手確保支援事業費補助金  
 (1) 実績報告書の慎重なチェック及び指導監督について(指摘事項)  
 実績報告書とともに県に提出された研修状況報告書の署名に誤りがあり、研修日誌の記載も形式的である。適正な研修の実施を確認する重要な書類であるので、慎重なチェック及び適正な指導監督を行う必要がある。

本事業は平成29年9月をもって完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、署名欄の誤りについては注意書きを付記し、また、研修実施状況については、巡回指導を通じて実施状況を確認する等の内容を追加し、慎重なチェックを行う。

(2) 補助金交付要件の改善について(意見)  
 概ね年間1,200時間以上の研修という補助金交付要件の妥当性について十分な検討が行われていない。山梨県の畜産業の状況及び研修生の経験等を踏まえた補助金交付要件の改善を行うことを望む。

本事業は平成29年9月をもって完了したが、今後、同様の事業を実施する際には、農業大学のキャリアユムや他県の情報を収集し、本県の実情に即した要件となるよう十分配慮する。

<p>52 農業信用基金協会特別準備金積立補助金 未執行の予算について (意見) 過去15年以上執行されていない補助金が予算として確保され続けている。他の優先度の高い事業の実施のためにも、必要性が乏しくなった補助金については廃止に向けた検討を行い、限られた財源を有効に活用することを望む。</p>	<p>本事業は、国等による農業信用保証保険制度の枠組みの中で実施している。同制度は、平成30年度から5年間継続して実施することとなっているが、今後の社会情勢や畜産農家を取り巻く環境の変化、他の同種貸付制度の状況等を十分に踏まえ、必要に応じた検討を行う。 当初予算で予算を計上しなかった場合、貸付希望があった時点で補正予算で対応することになるが、時間を要するため、農家が希望する日に貸付ができなくなることから、事業廃止は困難である。</p>
<p>53 馬術競技場管理費補助金 県職員の外部団体の理事長への就任について (意見) 従来から県の現職の農政部長が補助金交付先であった公益財団法人山梨県馬事振興センターの理事長に就任しているが、県の指導監督責任と法人の経営責任を明確化する観点から、県職員の理事長就任について慎重な検討を行うことを望む。</p>	<p>本事業は平成28年度をもって完了したが、理事長の就任については、馬事振興センターの自主性を尊重し、法令及び法人の定款の規定に基づいて開催される理事会の議決を経て選任されていることを十分に踏まえ、慎重に検討を行う。</p>
<p>54 食肉流通センター施設整備関係補助金 (1) 防排水工費用の全額補助について (意見) 防排水工費用の全額を補助しているが、補助金は費用の一部を支援するのが本来のあり方と考えられるため、累積欠損が解消し経営が健全化した際には、補助率等について慎重に検討する</p>	<p>累積欠損が解消し経営が健全化した際には、補助率等について検討を行う。</p>
<p>ことを望む。 (2) 経費全額補助の将来的見直しについて (意見) 今後、累積欠損が解消し経営が健全化した際には、経費の全額を補助する姿勢を改めることを望む。</p>	<p>累積欠損が解消し経営が健全化した際に、補助率について検討を行う。</p>
<p>55 フェスタまきば開催費補助金 (1) 実績報告書の提出日について (指摘事項) 経費支出完了日を事業完了と誤って解釈したことにより、実績報告書の提出が補助金等交付規則で定める補助事業完了日(イベント開催日)から1か月以内に行われていない。規則を遵守し、期限内に実績報告書の提出を求め必要がある。 (2) 成果指標の未設定について (意見) 客観的な数値で検証可能な成果指標を設定し、実績を評価し、改善策の検討というマネジメント・サイクルを機能させ、有効なフェスタになるよう常に改善を検討することを望む。</p>	<p>平成29年度から、補助事業実施日から1か月以内に実績報告書の提出を求めている。 平成29年度からアンケート調査項目を見直して来場者の満足度等を把握し、調査結果を検証して事業の改善を図ることとした。</p>
<p>56 中山間地域活性化資金利子補給金 (1) 県の主体的な確認・検証について (意見) 中山間地域活性化資金の目的外使用を防止するため、融資機関に対する調査・報告(要綱15条)を積極的に活用し、証拠書類を徴する等の方法により県が主体的に確認・検証することを望む。</p>	<p>県は国が定めたガイドライン等に基づき制度運用を行い、融資機関においても、書類審査や現地調査により、目的外使用を防止する管理体制をとっているが、今後は、県が融資機関と連携を図りつつ、検証する機会を設けるなど、必要に応じ</p>

<p>農業近代化資金利子補給金、農村住宅資金利子補給金、農業経営負担軽減支援資金利子補給金でも同様の改善を望む。</p> <p>(2) 長期間新規利用のない補助金の見直しについて (意見)</p> <p>平成14年度以降新規貸付がないという実情を踏まえ、有限である予算の効率的な利用のため、金融機関と協議の上、規模の縮小(廃止含む)の方向で見直すことを望む。</p> <p>農村住宅資金利子補給金、農業経営改善資金利子補給金及び農業経営負担軽減支援利子補給金でも当該補助金と同様の改善を望む。</p> <p>57 やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金</p> <p>(1) 補助金対象経費の支払方法に係る交付要綱等の改善について (意見)</p> <p>補助金実施要領上原則として現金払は認められていないが、現金払するところが合理的な場合もあると思われるので、その場合は、領収書の確認とともに現金払とした理由を明示させるよう、補助金交付要綱等の改善を検討することを望む。</p> <p>(2) 補助金対象事業の要件規定の改善について (意見)</p> <p>当該補助金の対象事業は、雇用の拡大が見込まれる事業であるので、交付要綱等に雇用の具体的な要件及び雇用に拡大に関する成果目標を設定する等、当該補助金が雇用の拡大に確実につな</p>	<p>て、県による確認方法等を検討していく。</p> <p>農家の普及指導に携わる農務事務所職員に資金制度に係る研修会の実施や、地域の中核となる農家を集めた説明会で資金制度の周知に努めるとともに、県では利用実態を踏まえ、補助事業の内容が適正であるかの検討・見直しを行っていく。</p> <p>交付先の補助対象経費の支払方法について、現金払が可能となるよう実施要領を改正し、実績報告書に添える必要書類に現金払の理由を記載することとした。</p> <p>補助金交付申請時に雇用計画を定めた事業計画書を提出させ、審査会において、補助金の交付目的に合致するか審査をしている。</p> <p>平成30年度から、雇用の拡大につな</p>
<p>がるよう交付要綱等の改善を検討することを望む。</p> <p>58 建設業若年技能者人材育成促進事業費補助金</p> <p>(1) 交付要綱に定める事業遂行状況報告書の未提出について (指摘事項)</p> <p>補助金交付要綱に定められている事業遂行状況報告書の提出がなかった。県は交付先に対し、事業遂行状況報告書を提出するよう指導する必要がある。</p> <p>(2) 交付先での委託先との契約書の未作成について (指摘事項)</p> <p>補助金交付先が、補助金対象事業を委託しているにもかかわらず、委託契約書を取り交わしていなかった。補助金実施要領でも、契約書の写しを実績報告書に添付することになっている。補助金交付先と委託先との間で契約書を取り交わし、実績報告書に写しを添付するよう指導する必要がある。</p> <p>(3) 交付要綱で定める事業遂行状況報告書の対象時期の具体化について (意見)</p> <p>事業遂行状況報告書に関して、補助金交付要綱での対象時期が「毎年度12月現在」と規定されており、具体性に欠ける。何月何日現在の状況報告を</p>	<p>て具体的に評価できるようにするとともに評価の比重を高めるため、審査会設置及び審査要領を改正し、新たな審査項目を追加した。</p> <p>また、交付先に対して5年間調査を実施し、雇用の状況について確認するとともに、必要に応じて指導等を行っている。</p> <p>事業者への指導を行い、平成29年度から、事業遂行状況報告書の提出を徹底した。</p> <p>事業者への指導を行い、平成29年度から、補助金交付先が補助金対象事業を委託する場合には、その委託先との間で契約書を取り交わし、同時に実績報告書に写しを添付させることを徹底した。</p> <p>補助金交付要綱を改正し、平成30年度から、12月末日現在の事業の遂行状況の報告を求めることとした。</p>

<p>求めるのか、補助金交付要綱において日付を定める必要がある。</p> <p>(4) 補助金対象事業である講習会への参加促進の対策について(意見) 補助金対象事業である講習会の参加者が、定員を大幅に下回っており、要件を満たせば厚生労働省の建設労働者確保育成助成金制度も用意されている。県は、この現状を踏まえ、当該補助金の利用が増えるよう、実施方法等の改善を検討することを望む。</p>	<p>当該補助事業の利用が増えるよう、厚生労働省の助成金に比した当該補助事業の利点のPRや、参加しやすい時期の設定など実施方法等の改善について検討していく。</p>
<p>59 青少年育成山梨県民会議助成費補助金 (1) 人件費補助の効果の明確化と見直しについて(意見) 対象職員が県民会議事業以外の業務に携わることもあり、または対象職員以外の職員が県民会議事業の業務を担っており、効果を明確にできない状況になっている。人件費補助の効果が見直しできない場合には、人件費補助を見直し、事業費補助にすることを望む。</p>	<p>補助の効果を増強するため、対象職員は県民会議事業のみに専念するよう実行委員会に指導するとともに、県民会議事業に携わる各職員の業務分担を明確化するよう指導した。</p>
<p>(2) 概算払いから精算払いへの見直しについて(意見) 公益財団法人山梨県青少年協会に対する補助金の支払方法は、概算払いで行われ、5年間平均で5%以上の返還金が発生している。協会の財政状況・決算内容などを確認し、原則である精算払いで支払うことを望む。</p> <p>(3) 補助金で取得した取得財産等に関</p>	<p>精算払いに向け補助金の支払方法について、青少年協会と協議を行っていくとした。</p>
<p>する財産処分制限期間について(意見) 財産処分制限期間が具体的に定められていないことから、交付要綱に記載のとおり別途定める必要があるが、本補助金の事業はソフト事業であり、過去に一度もこの財産にあたるものの取得はなされていないことから、補助金交付要綱の見直しを図り、不要な条項の削除を望む。</p>	<p>従来の事業実績はソフト事業のみであったが、将来的には取得財産等を活用した事業を実施する場合も想定されるため、財産処分の制限の条項は削除しないこととした。 なお、財産処分制限期間については、交付決定通知書に明示することとしている。</p>
<p>60 社会教育関係団体活性化事業費補助金 (1) チェック機能向上のための仕組みについて(意見) 補助金交付要綱に基づき実績報告書が提出されているが、この実績報告書の作成者と、この実績報告書をチェックする担当課の担当者が同一人物となっており、チェック機能が働いていないので、より一層チェック機能が働く仕組みを構築することを望む。</p> <p>(2) 会計規則に基づく現金管理等について(意見) 山梨県社会教育振興会の事務局が社会教育課内に置かれているが、原則として、振興会の会計規則どおり、山梨県社会教育振興会の会計幹事が会計を行うよう指導することを望む。 やむを得ず事務局を置く場合でも、現金管理、預金管理を県の担当課が行うことを極力避けるよう望む。</p>	<p>平成29年度からは実績報告書の作成者と確認者を別の人物とし、適切な事業実施について、より一層の確認を行う体制を整えた。 過去の整理に基づき、県社会教育振興会の事務局は県が担い、あわせて会計処理も行ってきたが、会計規則に沿った会計が行われるよう、構成団体と協議を行うこととする。</p>
<p>61 第62回関東地区高等学校PTA連合会山梨大会開催費補助金</p>	

<p>(1) 変更申請書の記載に係る指導について（指摘事項）</p> <p>経費の配分以外にも変更申請が必要な項目がある場合には、変更理由及び内容を記載し、変更申請書に記載するよう指導する必要がある。</p> <p>(2) 変更内容の確認について（指摘事項）</p> <p>大会開催の意義に関する講演内容などが含まれる報酬費の減額など申請があつたにもかかわらず、具体的な変更内容の確認が行われていないので、より具体的に変更内容を確認し、補助目的に見合う事業が行われるかを、変更時点で確認し、書面で残す必要がある。</p> <p>62 やまなし若者中心市街地活性化協働事業費補助金</p> <p>(1) 補助金交付要綱における暴力団排除規定の追加について（指摘事項）</p> <p>補助金交付要綱に暴力団排除に関する規定が定められていないので、補助金交付要綱に暴力団排除規定を追加する必要がある。</p> <p>(2) 設置要綱に基づく現金管理等について（意見）</p> <p>設置要綱に基づき、社会教育課内に事務局が置かれ、事務局で現金管理、預金管理を行っているが、原則、設置要綱のとおり、会計担当が現金管理、預金管理を行う必要がある、やむを得ず事務局が現金管理等を行う場合は、最低限に限定する必要がある。</p>	<p>事業の実施に当たり、変更申請が必要な項目がある場合には、変更理由及び内容を記載し、変更承認申請書を提出するよう補助事業者に指導した。</p> <p>事業の実施状況について、補助事業者との連絡を密に行い、当初計画に変更が生じる場合には、変更内容及び影響等を詳細に確認し、必要に応じて変更承認申請書の提出を求めるなど補助事業者への指導を徹底することとした。また、確認内容等については、書面にて保存することとした。</p> <p>平成29年度に補助金交付要綱を改正し、暴力団排除に関する規定を追加した。</p> <p>実行委員会は有志の学生により構成されメンバーの入れ替えがあることや、防犯などの課題を踏まえつつ今後の現金管理等について、実行委員会にて検討していくこととした。</p>
<p>(3) 補助金交付要綱の内容変更に係る検討について（意見）</p> <p>実行委員会の学生の一部は、ボランティア商店街の露店を手伝う場合があり、材料購入費から販売による利益は全て商店街の会計になつていく。販売等における会計から自主財源が生ずるようになれば、補助金支払額の減少にもつながるため、交付要綱の補助率10/10を改定し、実行委員会のイベントでの焼きそば店等の販売事業が可能となるよう、補助金交付要綱の内容変更を望む。</p> <p>63 子どもクラブ活性化事業補助金</p> <p>(1) 補助対象経費の項目の限定について（意見）</p> <p>現在の補助金交付要綱では、補助対象経費に関して全ての経費を対象とすることができるが、事業経費の中には個人が受益するものが含まれていると思われ、公益性がある補助対象経費に限定する項目を補助金交付要綱に規定することを望む。</p> <p>(2) 補助金の効果の波及への対策について（意見）</p> <p>子どもクラブ活性化事業は子どもクラブに加盟していないと参加できないため、県子どもクラブ指導者連絡協議会に対して、組織率を高めることや、参加機会の増加などを指導し、補助金の効果が一層波及するよう工夫することを望む。</p>	<p>本補助金の補助対象は、事業に要する経費のうち販売等による自主財源を控除した経費であることから、実行委員会に対して、自主財源の計上も含めた実践的な事業計画の立案をアドバイスし、本補助金を有効活用するなかで、地域づくりが担えるリーダーの育成を図ることとする。</p> <p>経費執行に当たっては、個人が受益するものは参加費等で担うべきであり補助の対象とならないこと、事業目的及びその公益性等に十分留意して執行することを文書にて指導するとともに、実績報告書の審査においても支出内容の確認を徹底していくこととした。</p> <p>補助金のより効果的な活用のため、一層の組織率向上及び子どもクラブ活性化事業に対する参加機会の拡大について、県子どもクラブ指導者連絡協議会と検討していくこととした。</p>

<p>64 科学館シャトルバス運行費補助金 (1) 欠損金の補てん条項の削除について(意見) 覚書に「科学館線の運行にあたり、営業努力したにもかかわらず、欠損金を生じた場合には、補助金を交付する」との項目があるが、不要な条項であり誤解を招きかねないため当該条項の削除を望む。</p>	<p>当該条項を削除する方向で、補助事業者と協議していくこととした。</p>
<p>(2) 暴力団排除の確認について(意見) 個別の交付要綱に暴力団排除規定の定めがない場合であっても、基本となる山梨県補助金等交付規則に暴力団排除が規定されているので、より一層チェック機能を働かせ、確認を行っていくことを望む。</p>	<p>現状においても、物品調達管理システムにて物品等入札参加資格者名簿への登録を確認しているが、今後は、確認した資料を書面にて保存するなど、一層の確認を徹底していくこととした。</p>
<p>65 県体育協会事業費等補助金 消費税仕入税額控除の報告に係る規定に追加について(指摘事項) 補助事業者が課税事業者の場合の消費税及び地方消費税の取扱い等に関する事項が補助金交付要綱に規定されていないため、交付要綱に「補助金に係る消費税仕入税控除の報告」に係る規定を追加し、県体育協会に消費税仕入税額控除を報告させ確認を行う必要がある。</p>	<p>平成29年度に補助金交付要綱を改正し、消費税仕入税額控除の規定を追加した。</p>
<p>66 スポーツ・レクリエーション祭山梨県実行委員会事業費補助金 監査体制の構築に係る指導監督について(意見) 当該補助金は、交付先である大会実行委員会から各種実施種目団体に間接補助</p>	<p>大会実行委員会監事の人選について、各種実施種目団体以外より人選をするよ</p>
<p>されるが、それを受ける実施種目団体の役員が大会実行委員会の監事で、自己監査となっていることは、内部統制に問題があるため、交付先内部で適正な監査体制が構築されるよう、監事の人選について指導監督することを望む。</p>	<p>う指導し、平成30年度に開催された総会では監事が各種実施種目団体以外から選任された。</p>
<p>67 いきいき山梨ねんりんピック実行委員会事業費補助金 (1) 間接補助対象者から交付先への実績報告書提出時期の指導等について(指摘事項) 間接補助をしている各種目団体から、いきいき山梨ねんりんピック実行委員会への実績報告書の提出が、実行委員会の補助金交付要綱の規定に反して期限後となっているため、各種目団体から実行委員会への実績報告書を規定どおり速やかに提出させるよう、実行委員会に対して指導監督する必要がある。</p>	<p>補助金の交付決定時に事業完了日について確認するとともに、実行委員会に対し、県補助金交付要綱に規定されている期限を厳守した実績報告書の提出や、各種目団体に対する実行委員会補助金交付要綱の規定の徹底について、指導することとした。</p>
<p>(2) 実績報告書の収支計算書の様式について(意見) 実績報告書に添付された収支計算書は補助金対象事業の全体が反映されておらず、高齢者総合スポーツ大会に関する収支の実態が反映された決算書ではないため、実行委員会に対し、大会に関する全ての収入及び支出を計上した収支計算書を作成するよう、各種様式の改善等の指導をすることを望む。</p>	<p>実行委員会に対し、収支計算書の記載方法について、大会に関する全ての収入・支出を記載・報告するよう指導を行うこととした。</p>
<p>68 小中学校体育連盟補助金 事業計画の具体化に係る指導等について(意見)</p>	

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会告示第百六十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十年十二月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

### 別表第一中

三九一 中巨摩郡昭和町紙漣阿原三番地一先（主要地方道甲府市川三郷線と町道との丁字路交差点）	紙漣阿原西	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
--	-------	----------------------

三九一 中巨摩郡昭和町紙漣阿原三番地一先（主要地方道甲府市川三郷線と町道との丁字路交差点）	紙漣阿原西	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
三九二 中央市山之神一、三八三番地九先	山之神	平成三〇年一月二十七日 告示第一六〇号

一八一 南アルプス市藤田一、五一二番地先	若草なかよし 児童館前	平成二九年一月二十七日 告示第一五七号
-------------------------	----------------	------------------------

一八一 南アルプス市藤田一、五一二番地先	若草なかよし 児童館前	平成二九年一月二十七日 告示第一五七号
一八二 南アルプス市上宮地五八七番地一三先（市道同士の十字	上宮地西	平成三〇年一月二十七日 告示第一六〇号

各学校が当初計画を決める際に、大幅な計画変更がないような具体的な計画の策定について連盟から各学校に周知・徹底するよう、連盟を指導した。

補助金対象の支出内容で計画と実績が異なるものがあり、そのうち需用費（消耗品費）から旅費への変更といった支出の性格が異なる変更については、本来事業計画の変更となるため、小中学校体育連盟が各学校に対し当初計画を具体的に決めていく指導をするよう、県は連盟を指導監督することを望む。

を	に、	を	に、
一八二	四六	四六	四六
山梨市東七四番地一先(国道一四〇号と国道一四〇号(西関東連絡道路)との丁字路交差点)	南巨摩郡南部町中野三、〇〇三番地一先(国道五二二号と町道との十字路交差点)	南巨摩郡南部町中野三、〇〇三番地一先(国道五二二号と町道との十字路交差点)	南巨摩郡南部町中野三、〇〇三番地一先(国道五二二号と町道との十字路交差点)
岩手ランプ入口	道の駅なんぶ	道の駅なんぶ	道の駅なんぶ
平成三〇年一月一八日 告示第五号	平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号	平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号	平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号
五〇	四九	四八	四七
南巨摩郡南部町中野四、一三番地一先(国道五二二号と町道との十字路交差点)	南巨摩郡南部町中野四、一三番地一先(国道五二二号と町道との十字路交差点)	南巨摩郡身延町上八木沢五四六番地二先(主要地方道市川三郷身延線と下部温泉早川ICアクセス路との丁字路交差点)	南巨摩郡身延町八日市場一、八七三番地三先(国道五二二号と県道割子切石線との丁字路交差点)
富沢IC入口	南部IC入口	下部温泉早川IC入口	中富IC入口
平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号	平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号	平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号	平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号

を	に、
七二九	一八三
南都留郡山中湖村山中一六二番地先(国道四一〇号と町道との十字路交差点)	甲州市塩山下於曾二三九番地一先(国道四一〇号と町道との十字路交差点)
車両(自転車)	下於曾東
土曜、日曜	平成三〇年一月一八日 告示第五号
富士吉田	平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号
平成三〇年一月二二日	平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号
七二九	一七三
南都留郡富士河口湖町小立八、〇三五番地三先(県道鳴沢富士河口湖線と町道との十字路交差点)	南都留郡富士河口湖町小立八、〇三五番地三先(県道鳴沢富士河口湖線と町道との十字路交差点)
小立西	小立西
平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号	平成三〇年八月二〇日 告示第一〇八号
一七四	一七五
南都留郡富士河口湖町小立二、七一九番地先(県道鳴沢富士河口湖線と町道との十字路交差点)	南都留郡富士河口湖町勝山四八八番地先(県道鳴沢富士河口湖線と町道との十字路交差点)
小立東	勝山北
平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号	平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号
二〇一	削除
北杜	平成三〇年一月二二日 告示第一六〇号
別表第三の七二八の項の次に次のように加える。	

別表第三の二〇一の項を次のように改める。  
 に改める。



、〇九四番地先 (西川橋西詰交 差点)までの両 側					
------------------------------------	--	--	--	--	--

別表第十四の一、七五七の項の次に次のように加える。

一、七 五八	主要地 北杜市高根町五 丁目八三番地 先(五町田交 差点)から北杜 市大泉町西井出 八、二四〇番地 先(天女山入口 交差点)までの 両側	九、五〇〇	原付(一、二、三) を引く	四〇	南部	北杜	平成三〇 年二月 七日 告示第一 六〇号
一、七 五九	県道割 南巨摩郡身延町 八日市場一、 八七三番地三先 (中富IC入口 交差点)から南 巨摩郡身延町下 田原一、三七五 番地二先(県道 割子切石線同土 の丁字路交差 点)までの両側	一、一〇〇	原付(一、二、三) を引く	四〇	南部	北杜	平成三〇 年二月 七日 告示第一 六〇号

別表第十六の一、九六七の項の次に次のように加える。

一、九六八	主要地 甲府市丸の内一丁目一番一 号先(主要地方道甲府 府道甲府市丸の内一丁目 一、九六八番地二先(同 士の丁字路交差点・南進 車線)との丁字路交差点 ・東進車線)	甲府	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号
一、九六九	市道 斐崎市藤井町駒井二、七四七 番地先(国道一四一 号と市道との丁字路交 差点・東進車線)	斐崎	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号
一、九七〇	県道割 南巨摩郡身延町下田原一、三 七五番地二先(県道 割子切石線同士の丁 字路交差点・東進 車線)	南部	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号
一、九七一	町道 南都留郡西桂町下暮地九一五 番地七先(町道同士の 十字路交差点・東進 車線)	大月	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号

別表第十七の一、四〇〇の項の次に次のように加える。

一、四〇一	県道割 南巨摩郡身延 町八日市場一、 八七三番地三先 (中富IC入口交 差点)から南巨 摩郡身延町下 田原一、三七五 番地二先(県道 割子切石線同 士の丁字路交 差点)までの 両側	一、一〇〇	車両	終日	南部	平成三〇 年二月 七日 告示第一 六〇号
-------	--	-------	----	----	----	----------------------------------

別表第十九の二二四の項を次のように改める。

二二四	主要地 甲府市丸の内一丁目一七八番地 先(防災新館前 交差点北側)か ら甲府市丸の内 一丁目三二二番 地一先(防災新 館前交差点南 側)までの片側 歩道(三〇メー トル)	甲府	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号
-----	---	----	--------------------------

別表第十九の二二六の項を次のように改める。

二二六	主要地 甲府市丸の内二丁目五三二番地 二先(防災新館 前交差点北側) から甲府市丸の 内二丁目五四一 番地先(防災新 館前交差点南 側)までの片側 歩道(三〇メー トル)	甲府	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号
-----	---	----	--------------------------

別表第十九の二二八の項の次に次のように加える。

二二九	主要地 甲府市丸の内二丁目五九五番地 先(市役所前交 差点北側)から 甲府市丸の内二 丁目五九五番地 先(市役所前交 差点南側)まで の片側歩道(二〇 メートル)	甲府	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号
二二〇	主要地 甲府市丸の内一丁目三一〇番地 先(市役所前交 差点北側)から 甲府市丸の内一 丁目三二九番地 先(市役所前交 差点南側)まで の片側歩道(二〇 メートル)	甲府	平成三〇年二月 七日 告示第一六〇号

別表第三十の二の四八の項の次に次のように加える。

五二	五一	五〇	四九	二三二	二三二
線府方主要 葦道甲地 崎	線府方主要 葦道甲地 崎	線府方主要 葦道甲地 崎	線府方主要 葦道甲地 崎	三府方主要 郷市道甲 線川地	三府方主要 郷市道甲 線川地
甲府市丸の内一丁目三二番地先(一五メートル)	甲府市丸の内一丁目三三五番地先(三二メートル)	甲府市丸の内二丁目五四二番地先から甲府市丸の内二丁目五四一番地先まで(八メートル)	甲府市丸の内二丁目五九七番地先(一六メートル)	甲府市国母八丁目一番一先(国母立体交差点南側)から甲府市国母六丁目二番一〇先(国母立体交差点北側)までの片側歩道(一五メートル)	甲府市国母七丁目一番三先(国母立体交差点南側)から甲府市国母五丁目五番七先(国母立体交差点北側)までの片側歩道(一五メートル)
終日	終日	終日	終日		
に貨配貨車 限物中物 る車の集	ス路線バ	に貨配貨車 限物中物 る車の集	に貨配貨車 限物中物 る車の集	南甲府	南甲府
甲府	甲府	甲府	甲府	平成三〇年一月二七日 告示第一六〇号	平成三〇年一月二七日 告示第一六〇号
○告示第一六〇号	○告示第一六〇号	○告示第一六〇号	○告示第一六〇号		

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番